

佐久市リモートワーク実践者スタートアップ支援金

佐久市では、令和2年11月1日以降に、長野県外から移住してきた人や長野県外との二地域居住を始めた人が、リモートワークを実践する場合の支援金を交付しています。

申請期限を過ぎて申請のあった場合や、年度途中で予算の上限に達した場合は、支援金の交付はできませんので、ご注意ください。



年度末（3月31日ごろ）に申請が集中することが想定されます。可能な限り、期間に余裕をもって申請してください。
やむを得ず申請が年度末になる場合は、必ず事前に担当課まで連絡してください。

注

- ・ 詳細な内容（要件・申請方法・支援金の内容など）は事前に必ず「**チェック表**」をご確認ください。（ホームページからダウンロードできます。）
- ・ インターネットの環境整備がこれからの方は、下記【問い合わせ先】にご連絡ください。

対象期間

令和2年11月1日から令和3年3月31日まで

対象者の要件

次の①～④の全てを満たす人

- ① 佐久市でリモートワークを実践している人
- ② 令和2年11月1日以降に、
 - ・ 長野県外から佐久市に移住した（住民登録をした）人 又は
 - ・ 長野県外と佐久市の二地域居住を始めた人
- ③ 市町村民税（特別区民税を含む。）に滞納がない人
- ④ 申請した日から3年を超えて本市に居住しようとする人

申請方法

申請期限（支援金の種類によって異なります。）までに必要書類をそろえて、下記【問い合わせ先】へ申請書を提出してください。

【問い合わせ先】 佐久市役所 移住交流推進課
0267-62-4139
kouryu@city.saku.nagano.jp

支援金の種類

① リモートワーク支度金	5万円
「対象者の要件」を全て満たす人	
申請期限：移住や二地域居住を開始した年度の3月31日まで	
以下、②～④は、①リモートワーク支度金を受けた人のみ対象です。	
② 新佐久市民応援金	10万円
「移住」をした人へのみ	
②-2 中学生以下の子の加算	対象の子ども一人につき10万円
②の新佐久市民応援金を受けた人が中学生以下の子と同居する場合	
申請期限：移住した日の属する年度の3月31日まで	
③ 新幹線乗車券等購入費支援金	月額上限2万5千円 (最長36ヵ月)
通勤や顧客との商談などのために、新幹線を利用する場合	
申請期限：新幹線乗車券等を購入した年度の3月31日まで（新幹線通勤定期券の場合は、有効期間の満了した年度の3月31日まで）	
④ シェアオフィス等利用支援金	月額上限5千円 (最長36ヵ月)
佐久市内のシェアオフィスなどを利用してリモートワークをしている場合 (※1か月以上を単位とした交付対象者の個人名義の利用契約に限ります)	
申請期限：利用契約をした年度の3月31日まで	

※佐久市や長野県が実施する同趣旨の補助金を受けている場合、上記支援金は受けられません。